仕　様　書

１．工事名

高取国際高校バックネット改修工事

２．工事場所

高取町佐田　地内（奈良県立高取国際高等学校）

３．契約期間

契約締結日から令和９年３月１９日まで

※ただし、工事場所における工事作業着手は令和８年１２月１日以降とし、工事作業終了は令和９年３月５日までとする。その他、入試期間および卒業式は工事を実施しないこととする。

４．工事内容

バックネット改修工事　一式

５．特記事項

（１）仮設材料以外の材料はすべて新品とし、ＪＩＳ規格等の適用品とする。これらの適用品以外の物については、発注者と協議すること。

（２）工事写真は工事着工前、完成後、工事隠ぺいとなる箇所、材料搬入、主要な工事段階の工事状況、その他発注者の指示により計測等を実施箇所の写真を撮影すること。また、工事完了後は速やかに整理し提出すること。

（３）工事に必要な電気・水道は、原則として受注者の負担により発電機及び給水タンク等を設置すること。やむを得なく発注者側の施設を使用する場合は有償とし、受注者の負担によりメーターを設置すること。その場合の支払い方法は別途協議することとする。

（４）ＪＩＳ等によりホルムアルデヒド放散量の区分規定がある材料を使用する場合は、Ｆ☆☆☆☆を使用すること。

（５）工事に伴い発生した廃棄物は法律等に基づき適正に廃棄処分すること、また、処分に際しマニフェスト票（Ａ票及びＤ票、または、Ａ票及びＥ票）の写しを発注者に提出すること。

（６）工事着手に際しては、施設管理者と事前に協議のうえ行うこと。

（７）工事実施に際しては、施設に影響が出るような作業（騒音等）については、その影響を最小限にとどめる策を講ずること。

（８）工事完了後、速やかに完了報告書を作成し、発注者へ提出し、検査を受けること。

（９）工事場所は埋蔵文化財包蔵地（佐田遺跡群）である。工事に際し、奈良県文化財担当部局職員の立会が必要となるので留意すること。

６．安全対策

（１）発注者及び学校職員と安全対策について協議し、学校運営及び教育活動に支障のないよう調整すること。

（２）仮囲いを設置する等、学校エリアと工事エリアを明確にして、安全管理を行うこと。

（３）工事期間中、周辺道路等には、駐車しないようにすると共に、特に工事関係車両の出入りの際には、交通渋滞や交通事故を起こさないように留意すること。

（４）万が一事故が発生した場合は、速やかに発注者に報告し協議を行い対処すること。

７．公契約条例に関する遵守事項

本工事を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

（１）奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本工事を適正に履行すること。

（２）本工事の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア　最低賃金法第４条第１項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第１１条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ　健康保険法第４８条の規定による被保険者（同法第３条第４項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ　厚生年金保険法第２７条の規定による被保険者（同条に規定する７０歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ　雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者について、同法第７条の規定による届出を行うこと。

オ　労働保険の保険料の徴収等に関する法律第４条の２第１項の規定による届出を行うこと。

（３）本工事の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本工事の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

８．その他留意事項

（１）当該工事に関連する法令について遵守すること。

（２）学校施設での施工であることを踏まえ、受注者は工事を実施するにあたり、発注者と緊密に工事日程等の調整を図ることとし、工事を円滑に施工できるよう体制を整え、発注者の指示に従い工事を施工すること。

（３）本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、発注者と受注者が協議の上決定すること。